

通達甲（組．総．企）第1号

平成15年4月1日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

組 織 犯 罪 対 策 部 長

組織犯罪対策総務課指導担当管理官運用要綱の制定について

組織犯罪対策部所管事件の捜査等に関して、適正な指導体制を確立し、警察署における組織犯罪対策の運営の万全を期するため、このたび、別添のとおり「組織犯罪対策総務課指導担当管理官運用要綱」を定め、平成15年4月1日から実施することとしたから、実効の上がるよう努められたい。

別添

組織犯罪対策総務課指導担当管理官運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、組織犯罪対策部管理官のうち、組織犯罪対策総務課指導担当の管理官（以下「組織犯罪対策指導官」という。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 組織犯罪対策指導官の任務は、次のとおりとする。

- (1) 警察署における組織犯罪対策部所管事件（以下「事件」という。）の取締り等（国際犯罪組織の実態解明、暴力団等の排除活動、銃器根絶及び薬物乱用防止活動等を含む。以下同じ。）に関して、助言、指導（指導に関連する調査及び連絡を含む。以下同じ。）を行うこと。
- (2) 指導等を通じて本部各所属、方面本部及び警察署相互間の意思の疎通を図り、警察署における組織犯罪対策の充実強化に努めること。
- (3) 組織犯罪対策の運営に関する各種情報等の交換を行うこと。
- (4) 特命事項に関する指導及び調査を行うこと。

(活動上の留意事項)

第3条 組織犯罪対策指導官は、前条の任務を遂行するため、次に掲げる事項に留意して活動するものとする。

- (1) 常時警察署を巡回し、組織犯罪対策の運営に関する問題点等を積極的に提議させる雰囲気醸成し、その解決に努めること。
- (2) 事件の捜査等の適正化及び効率化を図るため、組織犯罪対策指導官相互の連携を保つとともに、組織犯罪対策部内の指導担当者との連絡を緊密にとり、有機的な活動が行われるよう努めること。
- (3) 警察署における事件の捜査等を効率的に推進させるための必要な事項については、本部主管課に積極的に連絡すること。
- (4) 警察署における組織犯罪対策の運営に関する問題点等については、方面本部と連絡を密にし、随時、意見を交換するなどして、その解決に努めること。

(警察署幹部と組織犯罪対策指導官との連携等)

第4条 警察署長は、組織犯罪対策担当課長に組織犯罪対策指導官と常に緊密な連携を保持させ、事件の捜査等の円滑かつ適正な推進、社会情勢に迅速に対応する諸施策の推進等その成果の高揚に努めるものとする。

(担当区域の指定)

第5条 組織犯罪対策指導官の担当区域は、別に指定するものとする。

(組織犯罪対策総務課長の指揮)

第6条 組織犯罪対策総務課長は、組織犯罪対策指導官の任務を遂行させるため、指導事項その他について必要な指揮を行うものとする。

(室長の指名及び調整)

第7条 組織犯罪対策部長が特に指名する者は、組織犯罪対策指導官室長として、組織犯罪対策総務課長を補佐するとともに、組織犯罪対策指導官の活動が総合的、統一的に行われるよう勤務その他の調整を行うものとする。

(適正捜査担当指導官の指名)

第8条 組織犯罪対策総務課長は、組織犯罪対策指導官の中から1人を、適正捜査担当指導官に指名する。

2 適正捜査担当指導官は、組織犯罪対策指導官が行う適正捜査の指導等に関する事務を統括する。

(指導の種別)

第9条 組織犯罪対策指導官の行う指導は、次のとおりとする。

(1) 月間指導

あらかじめ定めた月間指導重点及び指導計画に基づいて行う指導

(2) 随時指導

組織犯罪対策部内の所属長から通報を受けた事項又は組織犯罪対策指導官が必要と認めた事項について随時行う指導

(指導結果の報告)

第10条 組織犯罪対策指導官は、月間指導の結果については必要の都度、随時指導の結果についてはその都度、組織犯罪対策総務課長に報告するものとする。この場合において、重要な事項については、組織犯罪対策部長に速報すること。

2 組織犯罪対策総務課長は、前項により報告を受けた事項について、関係所属長への連絡

を必要と認めた場合は、当該所属長に対して通知するものとする。

(連絡会議等)

第11条 組織犯罪対策総務課長は、組織犯罪対策指導官の任務の円滑な推進を図るため、組織犯罪対策指導官を出席させて、次により、会議又は研究会を開催するものとする。

(1) 連絡会議

指導方策等について意見交換を行い、相互の連携を図るため、原則として毎月1回、組織犯罪対策部内の管理官の出席を求めて開催すること。

なお、必要により組織犯罪対策部内の所属長、関係方面本部の組織犯罪担当管理官及びその他の者の出席を求めることができる。

(2) 研究会

組織犯罪対策の運営及び調査研究に資するため、必要により開催すること。

なお、関係警察署の組織犯罪対策担当課長及び組織犯罪対策部に所属する者以外の者の出席を求めることができる。

2 組織犯罪対策部内の所属長は、所掌事務の推進上必要がある場合は、前項各号に掲げる会議又は研究会に自所属の管理官又は係長を出席させるものとする。